

## 吹田市総合計画審議会第1部会（第3回）議事概要

- 1 日 時 平成25年5月7日（火）午後7時から午後9時まで
- 2 場 所 吹田市役所低層棟3階 研修室
- 3 出席者 別紙（出欠一覧）参照
- 4 配付資料 (1) 資料-1 ルートⅠ（人権・文化）、ルートⅡ（福祉・保健・医療）修正案  
(2) 資料-2 基本計画に対する指摘事項  
【ルートⅠ（人権・文化）、ルートⅡ（福祉・保健・医療）】  
(3) 参考資料 平成25年度部長マニフェスト（ルートⅠ、Ⅱ関連）

### 5 議事内容

#### (1) 基本計画（素案）の修正について

事務局から資料-1、資料-2 及び参考資料について、資料の見方の説明及び全体的なまちのイメージの枠組みについて説明。その後、ルートⅠ（人権・文化）及びルートⅡ（福祉・保健・医療）について、審議が行われた。

#### ア ルートⅠ（人権・文化）について

##### 【質疑応答事項】概要

A 委員：資料-2 の P3～5、P14～16 について、「行政と民間との協働にならないのか」「明確にできないか」という意見に対して「所管・事務局の考え方」欄の「確認しました」の意味合いは、どういう意味か。

事務局：【2 重点取組と行政の役割】における協働の書きぶり、それに対応して【3 市民・事業者・団体の取組】が一連のつながりがあるかどうか、また【6 他の施策との連携】の連携内容を確認し、修正なしの場合は、「確認しました」という表記で統一した。資料-2 の P7、9「対応できていると考えます」も同様の意味合いである。

A 委員：資料-1 の P39 の【4 取組の目標】の指標名で、平和祈念資料館に関する指標が2つあるが、平和祈念資料館の他にないのか。

事務局：数値として挙げられる指標としては、これらの指標となる。

B 委員：P38 の【2 重点取組と行政の役割】の(1)の2点目で「仕組みづくり」とあるが、「情報提供など」という文言を、資料-2 P3 No. 4 の考え方で示されているように、具体的に表記したほうが良い。

事務局：仕組みづくりの一例として、「情報提供など」という文言を表記する。

部会長：「仕組みづくり」と「情報提供」はレベルが違うので、整合を図り、表現を入れるようにしてほしい。

部会長：P40 の【まちのイメージ】の表題には「命」、「個性」、「人権感覚」等のキーワードがしっかりと謳われているのに、【1 まちの現状と課題】や【2 重点取組と行政の役割】の中にそれに見合う言葉が見当たらないので、何か工夫があった方がよい。

C 委員：P42 の【1 まちの現状と課題】の3点目について、「性犯罪などの女性に対する暴力」という文章と並列で「DV 被害が」と書かれているが、これでは「女性に対する暴力」と「DV 被害」が並列するものようになってしまう。セクシャル・バイオレンスを広い意味で女性に対するすべての暴力という意味で用いているのであれば、DV 被害もセクシャル・バイオレンスの一つなので、例えば、「性犯罪や～の DV 被害」と続けるか、

「性犯罪や DV 被害などの女性に対する暴力が社会問題化」として全体を括る形で女性に対する暴力を位置づけるかした方がよい。

また、語尾は上の 2 つに合わせて、課題的な表現の方がよい。

事務局：前回「DV 被害者は男性もいる」という御指摘をいただいた中で、前後に文章を分けたしだいである。「性犯罪などの女性に対する暴力」という表現に意義があるという意見を採用させていただいたことと、DV については男性の被害者も実際にあるということで「配偶者や交際相手」と両性を合わせた形での表記にしたという考え方で分けた。これについては、また審議会の中でも議論をいただきたい。

課題に対して文章が完了形で終わっている点については、文言を検討したい。

C 委員：「女性に対する暴力」という言葉を残さないで、「性犯罪や、配偶者や交際相手からの DV 被害の防止に向けた取組が必要です」とされても、読まれた大部分の人は、「主として女性を対象にしているセクシャル・バイオレンスについて具体的に性暴力と DV 被害を主として取り上げた上で、取組が必要だと書かれている文言」と捉えるのではないか。

部会長：修正意見を出していただいた。初めて読まれる人からの誤解がないような表現に工夫していただきたい。

C 委員：P42【2 重点取組と行政の役割】の(2)について、【現状と課題】で書かれていることと【2 重点取組と行政の役割】の内容が繰り返しになっているので、具体的に事業所に対する市の取組がわかるようにできないか。例えば(2)を「ワーク・ライフ・バランス」と「子育て環境の整備」の二つに分けた上で、具体的に書くか。あるいは、「子育て環境の整備」は他のところにも出ていて、その後の指標や取組には出ていないので、そこは削って、事業主に対する取組のところだけを書くほうがよい。

事務局：事業所へ向けての積極的な働きかけが男女共同参画センターの事業の柱の一つになっており、そういうことを明記していくことも必要である。環境整備として 1 項目挙げた中で、ワーク・ライフ・バランスの職場への働きかけと子育て環境の整備を分けて文章を形成することも検討したい。

C 委員：P43【4 取組の目標】について、2 点目の指標が「審議会等委員における女性の割合」とあるので、それに合わせ「市職員の管理職に占める女性の割合」とした方が整合性がとれると思う。

また、「管理職」とは何を指しているかが分からないので、係長級以上とか部長級以上等、明言できるなら、それを入れてもよいのではないか。

事務局：「女性市職員の管理職登用の割合」については、第 3 次吹田市男女共同参画プランの指標をそのまま載せている。変えられるかどうか検討したい。管理職については、平成 24 年 1 月から吹田市では、課長代理級以上になった。平成 18 年度、23 年度の実績値については課長級以上のことであるが、その点がわかるように検討したい。

C 委員：P43【4 取組の目標】の 4 点目の指標、「事業所の育児・介護休業制度の導入と制度利用者数の状況」の意味が分かりにくい。「育児・介護休業制度の導入」とは何を指して「導入」と言われているのか。就業規則に育児・介護休業が明記されていることを言われているのか、単に導入という意味では、すでに日本では育児・介護休業法が導入されているので、

それをすべての事業所が実施することは原則であり、実施すべきことである。はっきりと「就業規則へ明記している事業所の割合」というような表現にした方がよい。

また、「制度事業者数の状況」も、例えば、平成 18 年度の育児休業利用者数の割合は 10.1%となっているが、その分子と分母が分からない。男女混合の数字なのかと思うが、女性労働者であれば、出産した人の中の育児休業取得者の割合なのか、その点が分からない。同じく介護休業利用者の割合の分子と分母が何なのかを教えていただきたい。

さらに、導入している割合と実際の利用者状況の整合性も分からない。就業規則に入れている企業の中だけの育児休業の利用者数なのか、その辺りの分子と分母が分からない。また、平成 23 年度に下がっている理由も分からないので、その点をもう少し明確にした方が数値が活かされると思う。

【指標の考え方】の文章もよく分からない。例えば、「事業所が積極的に取り組むことができるよう、市が啓発を行う必要があり、その姿勢を示す指標を掲載」等とすれば市の取組を示す目標値として掲げていることが伝わると思う。

事務局：「育児・介護休業制度の導入」については、それぞれの事業所で育児・介護休業制度を制度化している企業の割合と考えている。この項目については、市で 3 年に 1 度、労働事情調査を行っているので、その数字となっている。平成 21 年度と 24 年度を比較すると、データのサンプル数が違っている等、母数の関係でバラつきがあるように思う。情報ソースは市の労働事情調査なので、その点もわかりやすい表現ができるようであれば、検討したい。

【指標の考え方】については、「事業所等への積極的な男女共同参画の形成に向けての取組をしてください」という働きかけは、市の取組として大事だと思う。逆に企業責任という形で事業所にも取り組んでもらうようにすることも大事だと思う。どちらの表現がより適切かどうかについてももう一度検討したい。

C 委員：「育児・介護休業制度の導入」については、「市はこのような方向で取り組む」ということを示す以上、取組を市が推進することによって効果が表れると考えられることを出さなければならない。例えば、この数値を見て、市の取組によって育児休業利用者を 20%に増やすという、実質的に期待できる取組が本当にできるのかどうかを考えた場合、いろいろな数値を挙げるのは止めた方がよいと思う。

育児・介護休業制度はすでに制度化され、本来、労働者は誰でもそれを利用できることになっているので、「就業規則にきちんと明記している」という意味であれば、40~50%が吹田市の現状であるとするならば、まずは就業規則に明記してもらおうという、事業主に市が直接働きかけられる、啓発できるような目標に留める方が現実的であり、そこから始められるべきではないかと思う。

事務局：承知した。

B 委員：「DV」を「家庭内暴力」と表記することはできないか。日本語ベースで書かれているので日本語に統一した方がよいのではないか。あるいは、カタカナ語が必要であれば、「ワーク・ライフ・バランス」のように日本語と併記した方がよい。

事務局：括弧書きで（ドメスティック・バイオレンス）とどこかに表記したい。

「家庭内暴力」という表現について、DVにはいろいろな解釈があるが、やはり配偶者間の暴力を定義しているものである。全国でDV防止対策が行われており、「DV」という言葉が定着しているので、適切かと考えている。

B 委員：承知した。それならば、説明があったほうが、よりわかりやすいのではないか。

C 委員：DVについて括弧書きされるのであれば、(ドメスティック・バイオレンス)と表記された方がよい。「家庭内暴力」は別のものだと考えている。

D 委員：P44【2 重点取組と行政の役割】の(3)について、「将来の市民に貴重な文化財を～」という表現になっているが、将来の市民はもちろんのこと、今住んでいる市民に対しても「文化財をどう活かすか」という書き方が必要ではないかと思う。例えば、「末永く貴重な文化財を受け継ぎ、伝承していくために文化財の十分な保存と活用に努めるとともに、芸術文化を活かしたまちづくり、地域文化の創造に役立つよう市民への啓発を図ります」としてはどうか。

「文化」の捉え方について、資料-2のP7「文化振興基本計画では、文化の範囲を概ね、芸術～」とあるが、これらを含めてこの部分に説明書きを追加する必要があるのではないかと思います。現状のままでは、少なくとも文化振興基本計画の「文化とは何か」というものが反映されていない。再度、御検討いただきたい。

部会長：2点目の質問の箇所はどこに該当するのか。

D 委員：「文化」の捉え方なので、全体に当たる。広義の意味で文化を捉えなければ、文化全体を捉えることはできないと思う。具体的には、例えば、【6 他の施策との連携】の「文化活動」や「文化的特徴」等の表現があるが、その辺りで、ケースによっては狭義の「文化」を使い、ケースによっては広義の「文化」を使っている。広義の「文化」を前提に置いて、まず「文化全体を捉えている」ということを示しながら、各部分を御説明いただければ分かりやすい。

事務局：【まちのイメージ】の中で「芸術文化活動や生活文化活動、地域文化など」という表現をしています。これが、広義の文化になっている。

D 委員：【まちのイメージ】の中に「文化財」という言葉が出ていないので、一般市民には分かりにくいと思う。広義の「文化」を網羅することが必要。あるところは文化財が入っていて、あるところは抜けている、あるところは狭義の「文化」を使い、あるところは全体で広義の「文化」を使っているという状況であり、もう少し整理していただきたい。

事務局：文言の整理をしたい。

E 委員：【まちのイメージ】の「多彩な文化」という表現が狭義のイメージを持たれるなら、「多様な文化」という表現にした方が「社会全体のさまざまな」という意味が含まれると思う。「多彩な」というとそれぞれ別々というイメージを与えるかもしれませんが、「多様な」と表現すると、さまざまなものを含むという意味があると思う。

事務局：検討する。

イ ルートII (福祉・保健・医療)について

C 委員：P53の【4 取組の目標】の3点目の指標「福祉施設から一般就労への移行」の意味は。また、数値は、何の数値なのか。

事務局：「第 3 期吹田市障がい福祉計画」で取り上げられている目標である。入所施設ということではなく、就労意欲の高い方が一般通所作業所から社会に出て労働されるような取り方をしている。すいた障がい者就業・生活支援センターが中心になって動いていただいている部分で人数が出ている。

C 委員：説明された内容を最も正確に表す文言で書かれた方がより伝わりやすいと思う。「福祉施設を退所し」と書かれると、通常は入所施設を退所するというイメージになる。誤解の生じない表現にされた方がよい。また、目標値が 52 人というのは何か根拠があるのか。

事務局：第 3 期吹田市障がい福祉計画で、平成 26 年度までの目標値を具体的に挙げており、それが 52 人となっている。総合計画の目標値は平成 32 年度なので、この 52 人を超えた数になるという意味である。指標名、指標の考え方の「福祉施設を退所」という表現については、市民の方に分かりやすい表現に変えさせていただきたい。

B 委員：P52 の【まちの現状と課題】の 4 点目について、【まちのイメージ】I-2 の「人権感覚」と密接に関係していると思うので、【6 他の施策との連携】に記述されるべきではないか。

事務局：検討させていただきたい。

B 委員：【6 他の施策との連携】の内容が通り一遍な気がする。

その顕著な例が、P53 の【関連する施策】I-3 と P51 の【関連する施策】I-3 の【連携の内容】の記述が同一であるということ。本来、P53 の方は障がい者という文脈でより深い記述があるべきで、P51 は高齢者の文脈でどのように横串が通るかというところが記載されるべき。ただ、どう横串を通すのか、どのように具体的に連携するのかというところは、むしろこの審議会でもより深く議論しなければならないと思うので、全体会で議論があればよい。

事務局：協議をさせていただきたい。

部会長：全体の連携の考え方、枠組みの議論は、次回の後段に少し織り込んで考えたい。

事務局：第 2 部会から「連携する内容をできるだけ記載してほしい」「どのようなことで連携するかを記載してほしい」という御指示をいただいた。また、「連携する場合、当該施策に有効な場合と、連携先に有効な場合の二つがあるので、その点も意識しながら連携の内容を記載してほしい」という指示を第 2 部会からいただいている。

部会長：第 2 部会でも同様の御意見が出ているようなので、できれば次回のどこかでそういう議論も行いたい。この箇所に限定しないで、もう少し広い立場で議論ができればよい。

F 委員：資料-2 P14 の No. 11 に「障がい者に対する市民の理解を深める」ということについて、【2 重点取組と行政の役割】の(4)で「取り組みを進めます」とあるが、名簿の問題も含めて、行政主導の形でこれの乗り切りたいという気持ちがあり、行政の役割の方に力点を置いた表記にしたい。

事務局：書き方を検討させていただきたい。

D 委員：P51、P53、P55、P57 の【6 他の施策との連携】に「地域ケア会議」という記載があるが、具体的にどのような会議か。

事務局：地域の高齢者を中心に住み慣れたところに住み続けていただくために、高齢者を支援するさまざまな組織・団体により、事例検討を中心とした会議をブロックごとに開催している。そこで出た課題について検討を行い、場合によっては施策展開へも持っていくような形で三層構造で会議を行っている。

参加している組織は、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ、民生児童委員、福祉委員をはじめとする社会福祉協議会の方、ケアマネジャーやヘルパーの方を含めた介護保険事業者の方々、それから警察や場合によっては弁護士等の参加もいただいている。

ブロックについては、第3次総合計画の地域別計画で用いている6つのブロックである。

D 委員：取組はどのような頻度で進められているのか。また、内容としては、どの程度まで具体的な内容で取り組まれているのか。

事務局：頻度については、ブロック別の会議は2ヶ月に1回。三階層の中間の調整会議は、年に3回。トップの報告会は年に1回開催。内容は、ケアマネジャーの事例検討が中心。

D 委員：ケース研究は大事である。開催は、2ヶ月に1回を、1ヶ月に1回程度の開催にしていきたい。市民のニーズに備え今後ともこの会議の充実を図っていただきたい。

C 委員：P56【まちの現状と課題】の2点目は、1文目の「児童虐待」と2文目の「感染症」や「食中毒」を一つの項目に続けるのは不自然なので、二つに分けてはどうか。

事務局：分ける方向で、調整させていただく。

C 委員：同じく P56【まちの現状と課題】の2点目について、「児童虐待の発生予防」だけが文言として出ている。児童虐待の問題も大事だが、今の文章では、それだけが突出して読み取れてしまう。

II-4 では各ライフステージにおいて生涯にわたって保健サービスを市が推進していくことを言われているので、その一つが母子保健サービスであり、また中高年者に対する生活習慣病予防対策であるということがもう少し伝わる形にした方が、この項目にはよりふさわしいのではないかという印象を持った。

事務局：【まちのイメージ】の中に「ライフステージに応じた保健サービス」と書かれているが、これを課題と捉えるのかどうか、どのように書けるかを考えたい。

G 委員：吹田市内の虐待に関する現状の資料をお願いしたい。

事務局：次回、児童虐待の所管の審議をしていただく予定であり、そこで今の実態が資料として出せるかどうか、事務局の方で調整を図りたい。

G 委員：P56【2 重点取組と行政の役割】の(3)について、現在、「きぼう号」もなくなった状況で、ここに具体的に書かれていないのは、一般市民が納得するかどうか不安を感じる。もう少し踏み込んだ取組をするべきではないか。

事務局：交通の部分についてはルートVのまちづくりの中に公共交通という政策部門があり、そちらの方で公共交通の阪急バス等と話をしながら今後どのようにするかという政策を立てている。そちらの方で、今の意見を十分に伝える中で、何か手立てがないかどうかを検討していただくように調整を図りたい。全体会で、他の部会にまたがる意見が出ていたことも、少しまとめた上でお伝えできるような形を取れたら、今、委員が言われた意見もお返しできると思う。

B 委員：ルートII-3の【まちの現状と課題】の2点目に「地域保健福祉センター（地域包括支援センター）の認知度を高める必要があります」と書かれているが、これでは手段を目的にしているような気がする。

事務局：検討したい。

ア ルートI（人権・文化）について（追加）

C 委員：P42の【まちの現状と課題】の1点目の「性別による固定的な役割分担に対する意識」とあるが、「に対する」を外した方がこの文章の意図がより伝わると思う。

事務局：所管に伝えます。

(2) その他

次回の会議の日時と場所（中層棟4階、第4委員会室）を確認した。

以上

## ＜第1部会委員＞

区分	氏名	役職等	第1部会 第3回
1	生形 貴重	千里金蘭大学 生涯学習センター長（教授）	○
	島 善信	大阪教育大学 教職教育研究センター長（特任教授）	○
	寺本 尚美	梅花女子大学 心理こども学部 教授	○
	的場 智子	細川・的場・川田法律事務所 弁護士	○
2	木下 裕介	公募市民	○
	辻本 武彦	公募市民	○
3	坂本 富佐晴	吹田市文化団体協議会 会長	○
	立川 浩次	社会福祉法人 吹田市社会福祉協議会 会長	○
	田中 勲	吹田市PTA協議会 会長	×
	津田 緑	一般社団法人 吹田市医師会 理事	×
出席委員合計			8名

## 〈事務局〉

行政経営部（美馬次長 井尻次長 木下総括参事） 行政経営部企画政策室（岸本参事 津田主査 十川主任 稲見主任） 人権平和室（横山室長 早瀬参事 潮見主幹） 文化のまちづくり室（渡部室長 東田主幹 牧野主幹） 保健センター（岸上所長 北川参事 乾参事） 澤野地域福祉室長 山本高齢福祉室長 田淵障がい福祉室長 田家男女共同参画室参事 高崎高齢支援課長 宮村介護保険課長 有吉男女共同参画センター主査

〈傍聴者〉 0人